

総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年総社市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>月額530,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>月額465,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 <u>月額430,000円</u></p> <p>(4) 議員 <u>月額420,000円</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>月額 50万円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>月額 44万円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 <u>月額 41万円</u></p> <p>(4) 議員 <u>月額 40万円</u></p> <p>2～4 略</p>

(総社市長及び副市長給与条例の一部改正)

第2条 総社市長及び副市長給与条例(平成17年総社市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	<u>950,000円</u>	市長	<u>900,000円</u>
副市長	<u>785,000円</u>	副市長	<u>745,000円</u>

（総社市教育委員会教育長の給与，勤務時間等に関する条例の一部改正）

第3条 総社市教育委員会教育長の給与，勤務時間等に関する条例（平成17年総社市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与）</p> <p>第2条 教育長の給与は，次のとおりとする。</p> <p>（1）給料 <u>月額690,000円</u></p> <p>（2）略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 教育長の給与は，次のとおりとする。</p> <p>（1）給料 <u>月額665,000円</u></p> <p>（2）略</p>

（総社市政策監の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 総社市政策監の設置等に関する条例（平成28年総社市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給料）</p> <p>第7条 給料の額は，<u>月額650,000円</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（給料）</p> <p>第7条 給料の額は，<u>月額600,000円</u>とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は，令和5年1月1日から施行する。